

～ふるさと納税ワンストップ特例制度について～

ワンストップ特例とは？

これまでふるさと納税による特別控除を受けるためには確定申告をする必要がありました。しかし平成27年度からふるさと納税を行う際にワンストップ特例に関する申請書を提出することにより、確定申告が不要となりました。この制度を利用した場合、翌年度の住民税が減額されます。

どんな人が対象？

- ・ 確定申告や住民税申告を行う必要がない方が対象となります。
- ・ ふるさと納税を行ったのが5団体以内の方が対象となります。
- ・ 2015年1月1日～3月31日の間に寄附をしていない方が対象となります。

※自営業者など確定申告が必要な方は対象外となりますのでご注意ください。

※6団体以上へのふるさと納税を行った場合、その全てが対象外となります。

※期間中にふるさと納税による寄附を行った方は確定申告が必要となります。

申請書への記載内容に変更が生じた場合は？

申請書提出後に内容の変更があった場合（住所や氏名など）寄附を行った翌年の1月10日までに変更届出書を寄附した自治体へ提出しなければなりません。

※変更届出書の未提出、または申請書の記載内容に誤りがあった場合控除を受けられないことがあります。

